

上田市北部地区まちづくり協議会規約

令和3年11月28日

令和5年5月28日総会議決 一部改正

令和6年5月26日総会議決 一部改正

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、上田市北部地区まちづくり協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、上田市北部地区(以下「北部地区」という。)の住民等が身近な課題を自主的に解決し、地域の個性や特性を活かし、生き生きと安全で安心して暮らせる、住みよく未来にかなげられる地域づくりを行うことを目的とする。

(区域)

第3条 協議会の区域は、北部地区の範囲とする。

(事業)

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 地域まちづくり計画の策定に関する事
- (2) 地域の振興と地域課題の解決に向けた事業の企画、実施に関する事
- (3) その他目的の達成に必要な事項に関する事

(会員)

第5条 協議会の会員は、北部地区に居住する住民及び営利を目的としない活動を北部地区内で行う団体(法人格の有無を問わない)とする。

- 2 協議会の目的に賛同する北部地区内の企業等のほか地区外の個人、団体、企業等で、希望するものは、会員になることができる。
- 3 協議会は上田市暴力団排除条例に定めるもの及びそれらのものが構成する団体の参画を拒否することができる。

第2章 役員

(役員)

第6条 協議会に、次の各号に定める役員を置く。

- (1) 理事 30名以内
- (2) 部会長 設置した部会の数以内の員数

- (3) 副部長 各部会において2名を上限とする員数の合計。ただし、部会内に分科会を設置する場合には、分科会を担当する副部長1名を別に置くことができる。
 - (4) 監事 2名以内(理事、部長、副部長と兼ねることはできない。)
- 2 理事のなかから次に定める職と数を置く。
- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名以内(人数にかかわらず1名は北部地区自治会連合会会長(以下「地区連合会長」という。)を充てる。)
 - (3) 事務局長 1名
 - (4) 事務局次長 1名
 - (5) 会計
- 3 役員の報酬は別に定める。

(役員の決定)

- 第7条 理事は、北部地区の自治会長の全員及び当該自治会長の直前に自治会長(以下「直前自治会長」という。)を務めた者の全員のほか¹、会員の中から第8条第7号に定める運営会議で選出し、総会で承認を得た者(以下「7条後段理事」という。)を選任する。
- 2 会長、副会長、事務局長、事務局次長、会計は、運営会議で第6条第2項に基づき選出した者を総会の決議で選任する。
 - 3 部長及び副部長は、各部会において当該部会を構成する会員の中から互選された者を総会の決議で選任する。
 - 4 監事は、会員の中から、総会の決議で選任する。
 - 5 役員に欠員が生じた場合は、速やかに選任する。
 - 6 理事のうち会長、副会長(地区連合会長を除く)、事務局長、事務局次長、会計を務めている者は、自治会長若しくは直前自治会長でなくなった場合でも、当該役職を任期末まで継続する。この場合、第7条第1項後段に定める理事と見做し、総会等の承認を要しない。
 - 7 役員の選任があった場合は、この会の会報その他の適切な機会などを通じて、地域住民に報告する。

(役員の職務)

第8条 役員は以下の職務にあたる。

- (1) 会長は協議会を代表して、会務の総括及び事業の執行を行う。また、必要に応じ役員を招集し、理事会を開催する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- (3) 地区連合会長を以って任ずる副会長は、前号のほか北部地区自治会連合会及び所属する自治会との調整を行う。

¹ 自治会長、直前自治会長は総会の承認を要しない。

- (4) 事務局長は、庶務及び会計を総括する
 - (5) 事務局次長は事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときはその職務を代理する。
 - (6) 会計は、経理事務を担当する。
 - (7) 会長、副会長、部会長、事務局長、事務局次長、会計の職による運営会議を設置し、事業の執行にあたっての総合調整を行うとともに次の事項を審議し、決定する。
 - ア 総会の開催
 - イ 総会に付議すべき事項
 - ウ 総会の議決に基づいて、事業を執行するために必要な事項
 - エ 重要事項で、緊急を要する事項
 - オ その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
 - (8) 会長、副会長(地区連会長を除く)、事務局長、事務局次長、会計以外の理事は、協議会の行う事業について審議するとともに所属する自治会との連絡・調整にあたる。
 - (9) 監事は、会計及び資産の状況並びに業務の執行を監査する。
 - (10) 部会長及び副部会長は、担当部会の運営を担当する。
- 2 前項第7号に定める運営会議は同号のイに掲げる事項のうち、理事会、総会の審議を経ずに、歳入歳出の総額を変えない範囲において、事業計画の内容を実施するために、各事業の額を変更することができる。
- 3 前号に定める変更をしたときは、変更後に開催される最初の理事会、総会に報告し、その承認を求めるものとする。
- 4 前号の承認を得られなかった場合でも、それまでに執行した予算の効力は失わない。

(役員の任期)

- 第9条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 2 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 任期及び会計年度にかかわらず、新たな役員が選任されるまでの間は、役員は引き続きその任務にあたる。

第3章 理事会

(理事会の構成)

- 第10条 理事会は第6条に定める役員を以って構成する。
- 2 理事会には、会長が必要に応じて指名する者を出席させることができる。

(理事会の招集と議長)

- 第11条 理事会は、会長が招集する。
- 2 運営会議の構成員を除く理事の4分の1以上から目的たる事項を示して請求があったときは、会長は理事会を開催しなければならない。
- 3 理事会の議長は、会長が当たる。

(理事会の審議事項)

第 12 条 理事会は、次の事項を審議し、決定をすることができる。

- (1) 重要かつ緊急を要する事項かつ運営会議で決定が困難なこと。
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) 総会の議決に基づいて、事業を執行するために必要な事項
- (4) 重要事項で、緊急を要する事項
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の議決)

第 13 条 理事会の議事は、監事を除いた役員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第 4 章 総会

(総会の種別)

第 14 条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第 15 条 総会は、代議員を以って構成する。

- 2 代議員は、役員のうち監事を除く者及び各部の部会員とする。
- 3 団体である会員は、当該団体が指定する者 1 名を以って代議員としての行為を行う。

(総会の開催)

第 16 条 定期総会は、年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 会長が必要と認め、運営会議の決議を得たとき
 - (2) 代議員の 4 分の 1 以上から目的たる事項を示して請求があったとき
- 3 真にやむを得ない事情がある場合、書面によって総会に替えることができる。

(総会の招集)

第 17 条 総会は、会長が招集し、公開で行う。

2 会長は、前条第 2 項の規定による請求があったときは、速やかに臨時総会を招集しなければならない。

(総会の定足数)

第 18 条 総会は、代議員の 2 分の 1 以上の出席(委任状を含む。)をもって成立する。

(総会の議長)

第 19 条 総会の議長は、出席した代議員の中から選出する。

(総会の議決)

第 20 条 総会の議事は出席した代議員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

2 書面を以って総会の議決とする場合、第 18 条及び前項に準ずるものとする。

(総会の審議事項)

第 21 条 総会は、次の事項を審議し決定する。

- (1) 役員を選任に関する事
- (2) 地域まちづくり計画、事業計画及び予算の決定に関する事
- (3) 事業報告及び決算の承認に関する事
- (4) 規約の制定・改廃の決定に関する事(部会の設置を含む。)
- (5) その他必要と思われる事項に関する事

(総会の議事録)

第 21 条の2 総会の議事については議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載して、議長及び議長が総会の議事開始前に指名した者 2 名が記名押印する。

第 5 章 部会

(部会)

第 22 条 協議会に次の部会を置く。

- (1) 安全・防災部会
- (2) 環境・生活部会
- (3) 文化・歴史部会
- (4) その他会長が必要と認める部会

2 部会は、この会の目的を達成する事業を企画し、執行する。

3 部会の部会員は、会員の中から別に定める。

4 会員は 2 以上の部会員になることができる。

5 部会に部会長、副部会長を置き、選出は、部会員の互選とする。

6 部会長は部会を代表し、会務を総括する。副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代理する。

7 部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、次の各号について協議する。

- (1) 部会の事業計画及び予算に関する事
- (2) 部会の実績報告及び決算に関する事
- (3) その他部会運営に関する事

8 部会員の報酬は別に定める。

- 9 地域の課題解決のため、運営会議の承認を以って、部会に分科会を置くことができる。
- 10 分科会の運営については、この規約に定める事項のほかは別に定める。

第6章 会計及び監査

(会計)

第23条 協議会の経費は、市交付金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第24条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計帳簿の整理)

第25条 協議会は、会の収入、支出及び資産を明らかにするため、会計に関する帳簿を整備する。

2 会員による帳簿の閲覧請求があったときは、正当な理由がない限り、これを認めなければならない。

(監査)

第26条 監事は、会計年度終了後、監査を実施しその結果を総会にて報告する。

第7章 事務局

(事務局の位置)

第27条 協議会の事務局は、上田市大手二丁目3番3号に置く。

(事務局職員)

第28条 事務局に、局員を置くことができる。

2 運営会議は、局員に特定の任務を担当させることができる。

3 第22条第9項の規定を準用して、運営会議の承認を以って、事務局は、特定の事項を検討、実行する委員会を設けることができる。

4 事務局員の報酬・給与等は別に定める。

第8章 顧問

(顧問)

第29条 協議会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、総会の決議で委嘱する。

3 顧問は、会議に出席して意見を述べることができる。

4 顧問には、別に定めるところにより報酬を支払うことができる。

第9章 公的機関等の参画

(公的機関等の参画)

第 30 条 協議会は、北部地区に関する行政機関及び教育機関(以下「公的機関等」という。)に、参画を求めることができる。

第 10 章 その他

(アドバイザー)

第 31 条 事務局及び部会は、専門的な助言を受けるためアドバイザーを置くことができる。

(雑則)

第 32 条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が理事会に諮り、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規約は、令和 3 年 11 月 28 日から施行する。

(設立時の事業年度)

2 初年度の事業年度の始期は、協議会設立の日とする。

(設立時の会計年度)

3 第 24 条の規定にかかわらず、第 1 期の会計年度の始期は、協議会設立の日とする。

(設立時の役員の任期)

4 協議会設立時の役員の任期は、第 9 条の規定に関わらず、令和 5 年 5 月 31 日までとする。

附則

(施行期日)

1 この規約は令和5年 5 月 28 日から施行する。

(総会で選任する役員について)

2 この規約の施行日以後に任期を開始する役員の選任については、改正後の規約に準じて、承認等の手続をとるものとする。

(施行期日)

1 この規約は、令和 6 年 5 月 27 日から施行する。

(第6条・第22条・第28条・第29条関係)

上田市北部地区まちづくり協議会 役員・事務局員等報酬

令和3年11月28日 施行

令和5年5月28日 施行

令和6年5月27日 施行

役名	金額	備考
会長	35,000 円/年	
副会長	22,000 円/年	
事務局長	19,000 円/年	
会計	19,000 円/年	
事務局次長	14,000 円/年	令和5年度新設
上記の職以外の理事	11,000 円/年	
監事	9,000 円/年	
部会長	14,000 円/年	
副部会長・分科会長	11,000 円/年	令和5年度分科会長新設
部会員	4,000 円/年	
事務局員	4,000 円/年	
事務局員 (会長特別補佐)	14,000 円/年	令和6年度新設
事務局員 (情報・DX委員会委員長)	14,000 円/年	令和6年度新設
事務局員 (雇用契約に基づく場合)	948 円/時	令和6年度改定
顧問	2,000 円/年	

1. 兼務する場合、いずれの報酬も併給はしない。
2. その場合、最も額の高い役職の報酬を適用する。
3. 規約に定める当該年度の活動に参画できなかった場合は、本人の申し出により、報酬の支払いを辞退することができる。(現職自治会長はこの限りではない。)